

令和6年10月25日

【件 名】

国民健康保険事業 高額療養費等の支給漏れについて

【内 容】

魚沼市国民健康保険事業の「高額療養費」及び「高額医療・高額介護合算療養費」におきまして、該当する被保険者の方へ支払うべき療養費の一部が支給されていなかったことが判明しました。

◇経過と概要

担当職員が本年度の支給のための事務手順を調べていたところ、令和5年度の「高額医療・高額介護合算療養費」に支給漏れを発見しました。ほかに遡って調査をしたところ、令和3年度及び令和4年度においても支給漏れがあることが判明しました。

また、「高額療養費」におきましても調査したところ、令和4年度及び令和5年度において支給漏れが判明しました。

◇原因 担当職員が事務処理を失念しており、係内での確認もできていなかったこと、また、未処理の書類を処理済の書類と混在させるなど不適切な文書管理を行っていました。

◇対象件数及び金額

「高額療養費」	令和4年度 1 件、	13,200 円
	令和5年度 4 件、	100,788 円
「高額医療・高額介護合算療養費」	令和3年度 5 件、	47,197 円
	令和4年度 3 件、	15,864 円
	令和5年度 19 件、	143,680 円（内5件はゼロ円通知）
合計 32 件、		320,729 円

◇対応 確認作業完了後、順次、該当される方へ支給をさせていただきます。

◇市長のコメント

適正であるべき事務処理に誤りがありましたことを重く受け止め、対象者の方々をはじめ、市民の皆様に深くお詫びいたしますとともに、今後の再発防止に向け、事務処理手順とチェック体制の強化を図り適正な事務処理を徹底してまいります。

【添付資料】

<お問合せ先>

魚沼市 市民福祉部 市民課
担 当 課長 和田
電 話 025-793-7971